

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 7 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条障害保健福祉推進室の款第23号中「障害者施策推進協議会」を「障害者施策推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)